

京都府建設工事従事者の安全及び健康の 確保に関する計画

令和 2 年 3 月
京 都 府

目 次

はじめに	1
第1章 現状と課題	2
1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備	2
2. 一人親方等への対処の必要性	2
3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保	3
第2章 基本的な方針	6
1. 適正な請負代金の額、工期等の設定	6
2. 設計、施工等の各段階における措置	6
3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上	6
4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上	7
第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策	8
1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等	8
(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定	
2. 責任体制の明確化	9
3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施	9
(1) 建設業者間の連携の促進	
(2) 一人親方等の安全及び健康の確保	
(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底	
4. 建設工事の現場の安全性の点検等	10
(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による 自主的な取組の促進	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に 資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普 及の促進	
5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発	11
(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進	
(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の 促進	
6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化	13
(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等	
(2) より安全な措置等の普及	

第4章 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項	14
1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策	14
(1) 社会保険等の加入の徹底	
(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進	
(3) 「働き方改革」の推進	
(4) 女性活躍のための環境づくり	
2. 計画の推進体制	16
3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し	16

本計画における用語の定義は次のとおりである。

建設工事	… 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項に規定する建設工事をいう。
建設工事従事者	… 建設工事に従事する者をいう。
建設業者	… 建設業法第2条第3項に規定する建設業者をいう。
一人親方	… 労働者を使用しないで土木、建築その他の工作物の建設、改造、保存、原状回復、修理、変更、破壊若しくは解体又はその準備の事業（大工、左官、とび職人など）等の事業を行うことを常態とする者
一人親方等	… 一人親方及び中小事業主、役員、家族従業者（一人親方等は「労働者」ではないため、労働災害の死傷者数に一人親方等のデータは含まれない。）
I C T	… 「Information and Communication Technology」の略「情報通信技術」

はじめに

建設業は、我が国のインフラ整備を担う基幹産業であるとともに、近年相次ぐ自然災害に際しては、災害発生直後から復旧・復興に携わるなど、国民の安全・安心を確保する上でなくてはならない重要な産業です。

しかしながら、建設業従事者の高年齢化が全国的に進んでおり、中長期的な建設業の担い手の確保は、京都府においても大きな課題となっています。

そのため、建設業をさらに魅力ある産業とし、若年者等の入職を促進する必要がありますが、建設業における労働災害はここ数十年で大幅に減少したものの死亡災害の根絶には至っていない状況であり、このことが若年者等の入職を妨げる一因となっていることは否定できません。

こうした中、平成 29 年 3 月に、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって建設業の健全な発展に資することを目的として、「建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（平成 28 年法律第 111 号。以下「法」という。）が施行され、法第 8 条の規定に基づく「建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本計画」が同年 6 月に策定されました。

本計画は、法の目的の重要性を踏まえ、京都府の建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する基本的な方針及び施策の方向性を示すため、法第 9 条に基づく都道府県計画として策定するものです。

京都府は、策定主体として本計画に基づく施策を推進するとともに、公共・民間を問わず全ての建設工事の受発注者や労働行政関係者など、建設工事に関わる全ての主体が、法第 1 条の「公共工事のみならず全ての建設工事について建設工事従事者の安全及び健康の確保を図ることが等しく重要である」との認識を踏まえ、それぞれの立場で法の趣旨に則った取組を推進されることを期待します。

第 1 章 現状と課題

1. 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に必要な環境整備

建設業における労働災害の発生状況は、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）や関係法令の度重なる改正による危害防止基準等の強化、建設業者等による長年にわたる自主的な労働災害防止活動などにより、長期的には減少傾向にあるものの、平成 30 年には全国で 15,374 人の休業 4 日以上死傷災害が発生し、309 人も尊い命が失われている。

京都府内の建設業における労働災害の発生状況も同様の傾向にあり、昭和 48 年には 2,000 人を優に超えていた休業 4 日以上死傷者数は、平成 30 年には 296 人にまで減少している一方、死亡災害が 3 件発生するなど、未だその根絶には至っていない（表 1）。

この状況を重く受け止め、建設工事従事者の安全及び健康の確保を推進していくためには、公共工事のみならず全ての建設工事について、労働安全衛生法や関係法令に基づく最低基準が遵守されることが必要である。

また、これに加えて、建設業者等による安全及び健康の確保の自主的な取組を促進していくことが重要であるが、その前提として、請負契約において適正な請負代金や工期等が定められること、建設工事従事者の処遇の改善や地位の向上が図られることなど、建設業者等の自主的な取組を促進する環境整備が強く求められている。

表 1 京都府内の年別・業種別労働災害発生状況（平成 26 年～平成 30 年）

	H26	H27	H28	H29	H30
建設業	353③	308⑦	271②	304⑩	296③
土木工事業	68①	69②	47①	67③	50①
建築工事業	233①	204⑤	170①	187⑥	202②
うち木造家屋等建築工事業	73	57①	57	45	57
その他の建設業	52①	35	54	50①	44

※労働者死傷病報告による休業 4 日以上死傷者数(人)、○数字は死亡災害報告による死亡者数(人)

出典：「2019 京都の労働災害の現状」（京都労働局）

2. 一人親方等への対処の必要性

一人親方等は、労働安全衛生法上の労働者には該当せず、同法の直接の保護対象とはならないが、建設工事の現場では、他の関係請負人の労働者と同様に作業に従事しており、厚生労働省の調査によれば、平成 30 年には全国で 96 人、京都府内で 6 人の一人親方等が労働者以外の業務中の死亡者として把握されている（表 2）。

その業務の実情、災害の発生状況等からみて、技能を持った建設工事の担い手である一人親方等の安全及び健康の確保について、特段の対応が必要である。

表 2 京都府内における一人親方等の死亡災害発生状況（京都労働局把握分）

	H28	H29	H30
一人親方等	3	2	6
うち一人親方	2	1	2

※「一人親方」「一人親方等」の定義については、目次の用語定義参照。

出典：京都労働局調べ

3. 建設工事従事者の処遇の改善等を通じた中長期的な担い手の確保

京都府内の常用労働者数5人以上の事業所における建設業の賃金水準は、近年、上昇傾向にあるものの（図1）、常用労働者1～4人の小規模事業所における建設業の賃金水準には明確な上昇傾向が認められず、事業所の規模による格差が生じている（表3）。

また、国土交通省が平成30年に実施した「社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査」の調査結果からは、高次の下請企業に雇用される技能労働者の賃金が低い傾向にあること（図2）、技能労働者（生産労働者）の賃金は上昇傾向にあるものの、未だ製造業より低い水準にあること（図3）が認められる。

従業者の高齢化が進展している京都府内の建設業（図4）においては、技能労働者の賃金や他産業を大きく上回る総実労働時間（図5）の改善を含めた建設工事従事者の地位の向上を図り、建設業を魅力的な職場とすることで、中長期的な担い手確保を進めていくことが急務である。

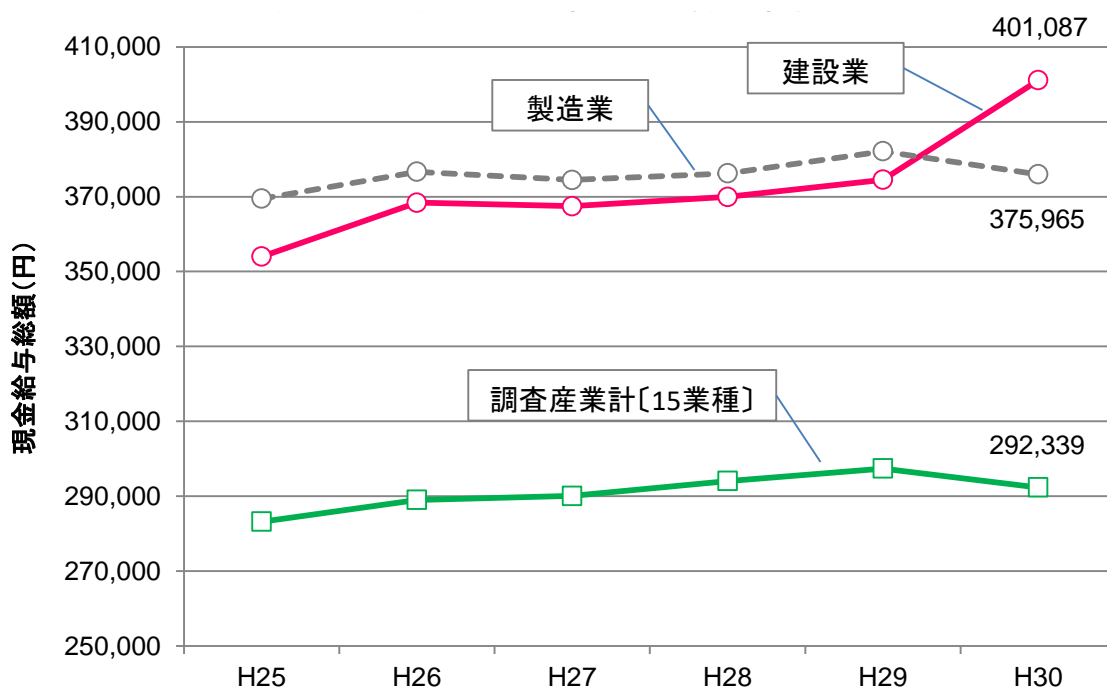


図1 京都府内の産業別賃金支給額推移 (常用労働者数5人以上の事業所)

出典：毎月勤労統計調査地方調査結果概要（京都府企画統計課）

表3 小規模事業所（建設業常用労働者1～4人）の賃金、労働時間等の調査結果

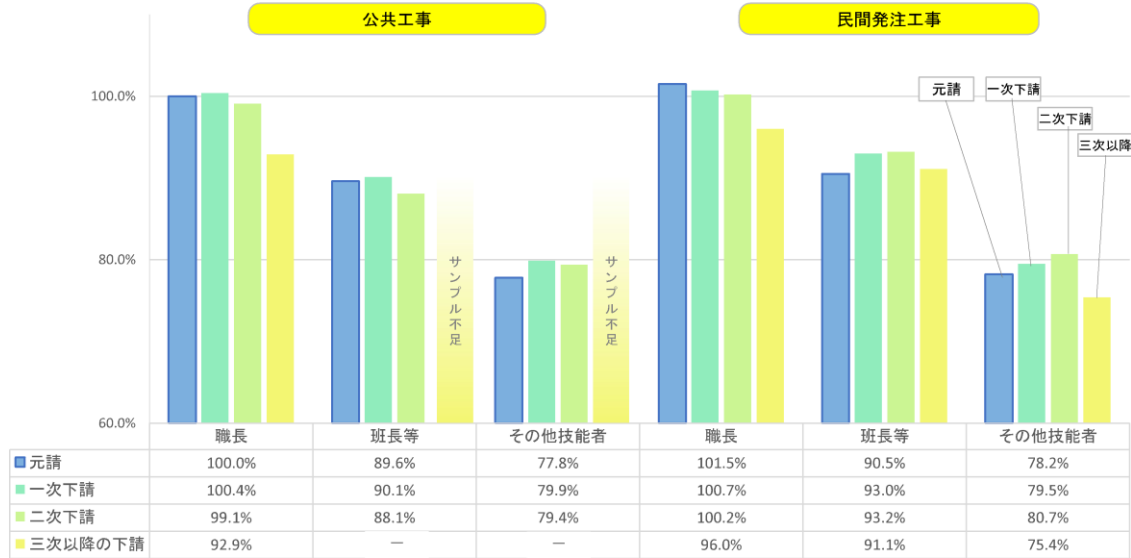
	きまって支給する現金給与額(円)		規模比 (5人以上=100)	特別に支払われた現金給与額 (勤続1年以上)(円)	1日の実労働時間数 (時間)	出勤日数 (日)
	1～4人	5人以上※				
H25	284,456	297,540	95.6	276,353	7.8	22.6
H26	279,935	358,400	78.1	310,113	7.8	22.7
H27	239,211	305,786	78.2	160,134	7.6	20.6
H28	250,472	314,089	79.7	155,246	7.6	22.7
H29	293,308	320,179	91.6	377,525	7.9	22.6
H30	255,295	345,119	74.0	362,434	7.8	21.6

※比較のために用いている5人以上については、毎月勤労統計調査7月調査の結果であり、図1の値と一致しない。

出典：毎月勤労特別調査（厚生労働省）

- 直近の一現場(公共・民間)に従事させた技能者に対して支払っている賃金(※)について質問。
- 公共工事・民間発注工事にかかわらず三次以降の下請企業に雇用される技能者の賃金が低い傾向となっている。

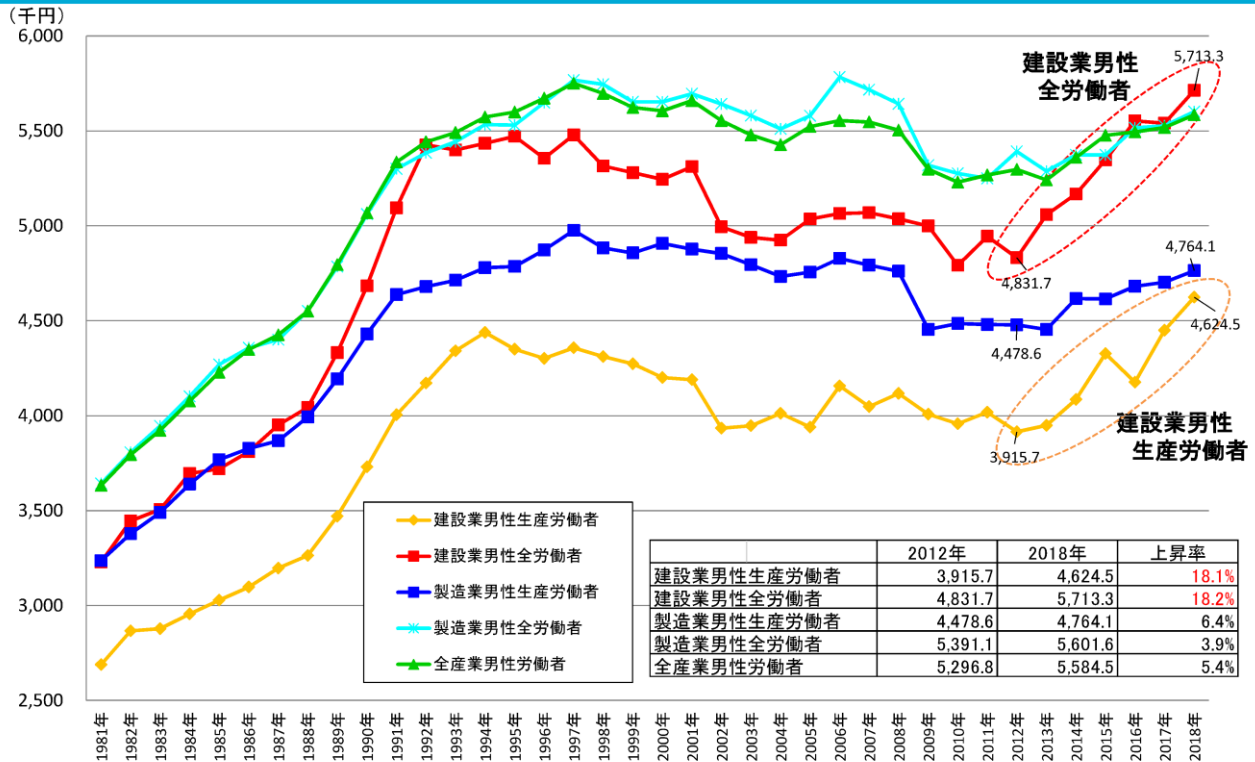
(公共工事における元請に雇用される職長の賃金を100として値を算出)



※基本給、社会保険料の個人負担分、諸手当(時間外手当や休日手当を除く)、実物給与を含む日額の平均額(手取り額ではなく額面金額)について回答を求めた。
 回答は、5,000円毎に設定した選択肢(例: 15,000円~20,000円未満、20,000円~25,000円未満 等)から選択。 出典: 平成30年度社会保険の加入及び賃金の状況等に関する調査

図2 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会 資料(国土交通省)

建設業男性全労働者等の年間賃金総支給額の推移



(資料) 厚生労働省「平成30年賃金構造基本統計調査」(10人以上の常用労働者を雇用する事業所)
 ※年間賃金総支給額=きまって支給する現金給与額×12+年間賞与その他特別給与額

図3 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会 資料(国土交通省)

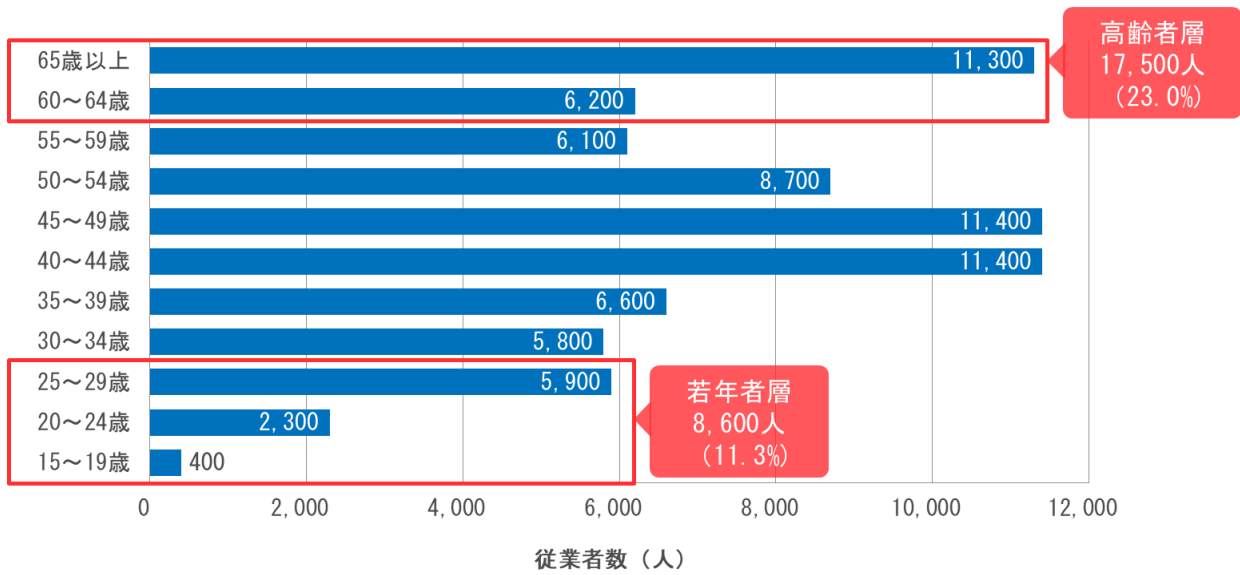


図4 京都府の年齢階層別建設業従業者数 (H29)

出典：就業構造基本調査 (総務省)

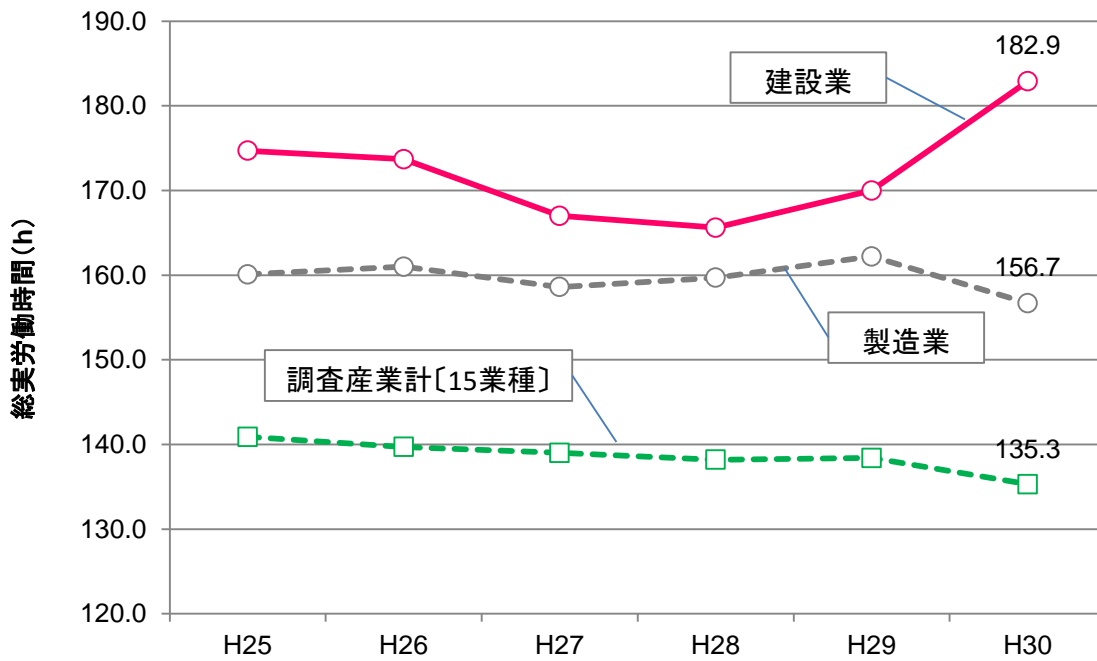


図5 京都府内の産業別労働時間推移 (常用労働者数5人以上の事業所)

出典：毎月勤労統計調査地方調査結果概要 (京都府企画統計課)

第2章 基本的な方針

1. 適正な請負代金の額、工期等の設定

建設業の請負契約が不当に低い請負代金や不当に短い工期で締結されれば、受注者に工事の施工方法、工程等について技術的に無理な手段等を強いることになり、適正な施工が確保されず、労働災害や公衆災害等の発生につながる恐れがある。

労働安全衛生法は、建設工事の現場において、元請負人及び下請負人に対し、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることを義務付けている。したがって、当該対策に要する経費は、元請負人及び下請負人が義務的に負担しなければならない費用であり、建設業法（昭和24年法律第100号）第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれるものである。

そのため、請負代金については、市場における労務及び資材等の取引価格、施工の実態等を的確に反映し、建設工事従事者の安全及び健康に関する経費を適切に確保する必要がある。

また、工期については、建設業法第19条の5の規定により、「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約」の締結が禁止されており、工事の性格、地域の実情、自然条件等による不稼働日等を踏まえ、週休二日の確保等をした上で、工事を施工するための日数を適切に設定することが必要である。

2. 設計、施工等の各段階における措置

建設工事は、屋外で施工されることが多いため、気候、地形、地質等の自然条件に大きく左右されるほか、騒音、振動等に対する社会的条件の配慮から、工事現場ごとに施工方法が異なる。

そのため、設計段階においても、建設工事の現場の施工条件を十分に調査した上で、建設工事従事者の安全及び健康の確保に配慮した施工方法等を検討することが重要である。

また、施工段階においては、元請負人の統括安全衛生管理のもと、関係請負人がそれぞれの役割分担により漏れなく安全措置を講ずる必要がある。その際、労働安全衛生法令に基づく最低基準の措置だけでなく、建設工事の現場における危険性・有害性を評価（リスクアセスメント）して、当該リスクを低減し、安全及び健康を確保するための措置を、自主的に講ずることが重要である。

3. 建設業者等及び建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の向上

元請負人及び下請負人の安全及び健康に関する意識が低い場合、建設工事従事者が不安全な状態にあったとしても、請負代金や工期の制約、現場作業の多忙等から、それが看過され、適切な作業手順を踏まないといった不安全行動を誘発するおそれがある。

最近では、過去に比べれば相対的に建設工事の現場における労働災害が減少していることにより、作業に潜む危険に対する感受性が低下していることを指摘する声もある。

したがって、建設工事従事者の安全及び健康に関する建設業者等及び建設工事従事者の意識を高める教育の実施や、建設業界全体として「安全文化」、すなわち、建設業者等及び建設工事従事者が安全及び健康を最優先にする気風や気質をさらに醸成していくための取組を促進していくことが必要である。

4. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上

建設工事従事者の安全及び健康の確保については、労働安全衛生法令の遵守徹底に加え、建設業者等による建設工事の現場の状況に即した取組を促進していくことが重要であるが、その前提として、発注者の理解と協力のもと、建設業者等が法令等を遵守し自主的な取組を実施できる環境整備を進め、適切な賃金水準の確保、社会保険の加入徹底、休日の確保や長時間労働の是正等の働き方改革の推進等の処遇の改善や地位の向上が図られることが必要である。

第3章 総合的かつ計画的に講ずべき施策

1. 建設工事の請負契約における経費の適切かつ明確な積算等

(1) 安全及び健康の確保に関する経費の適切かつ明確な積算等

建設工事従事者の安全及び健康を確保するためには、建設工事の請負契約において適正な請負代金の額が定められ、これが確実に履行されることが重要であるため、府が発注する建設工事については、最新の積算基準及び単価を反映した適正な予定価格を設定する。

また、労働災害の防止対策等に必要な安全衛生経費は、建設工事の工種、工事規模、施工場所等により異なるため、下請契約においても工事の難易度、施工条件等を反映した合理的な請負金額が確保され、安全衛生経費が下請負人まで確実に支払われるよう、国の施策も踏まえて対策を講じるとともに、「京都府が発注する建設工事に係る元請下請関係適正化及び労働環境の確保に関する指針」（以下「元下指針」という。）の周知徹底を図る。

加えて、元請負人及び下請負人は、労働安全衛生法第30条において、それぞれの立場に応じて労働災害防止対策を講ずることが義務付けられている。府は、労働災害防止対策の実施に必要な経費は、建設業法第19条の3に規定する「通常必要と認められる原価」に含まれることについて、建設工事の受発注者に対して周知徹底を図り、あわせて、府が公契約の適正化を進めるために平成24年に策定した「公契約大綱」に規定する「府発注の公共工事に係る下請負人へのしわ寄せ防止と適切な労働環境の確保」を図る。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

○安全衛生経費の確保について、リーフレットによる周知及び建設工事関係者連絡会議（※）等での周知

※建設工事関係者連絡会議

建設工事の発注者、施工者、労働災害防止行政関係者が緊密に連携して労働災害防止対策を進めていくことを目的として、京都労働局及び労働基準監督署が設置（構成員：京都労働局・労働基準監督署、国・県・市町村の発注機関、建設業関係団体、建設業労働災害防止協会京都府支部等）

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した工期の設定

工期の設定については、建設工事従事者の災害防止、健康保持等の観点から、平成30年7月に改訂された国の「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」に沿って、週休二日の実現に向けた適正な工期を設定する必要がある。そのため、府は、積算基準に工期の適切な算定方法を掲載し、適正な工期設定を徹底するとともに、やむを得ない事由により工期内に工事が完成しない見込みの場合は、適切な工期延長が行われる等の環境を整備する。

また、一時期に工事が過度に集中することを避けるため、早期発注のための目標設定及び積算の前倒し、債務負担行為、繰越制度の積極的な活用等により施工時期を平準化するとともに発注見通しを公表するなど、計画的な発注を実施する。

2. 責任体制の明確化

建設工事の施工に係る責任体制を明確にするためには、元請負人と下請負人との間で対等な関係に基づく適正な契約が締結され、元請負人、下請負人それぞれが、請負契約の内容に基づき、求められる役割を適切に果たすことが必要である。

そのため、一括下請負の禁止、適正な下請契約の締結、技術者の適正な配置等、建設業法等関係法令や元下指針に規定する事項が遵守されるよう、建設業法第31条に基づく立入検査の実施、京都府建設業構造改善・育成研修の開催等を通じて、元請負人、下請負人双方への徹底を図る。

3. 建設工事の現場における措置の統一的な実施

(1) 建設業者間の連携の促進

府発注工事において、作業間の連絡調整、下請負人への指導・安全衛生教育への支援、現場内の設備・機械等の安全確保や職業性疾病の防止等が適切に行われているかを、施工プロセスチェックリストを活用して確認するなど、労働安全衛生法に基づく元請負人による統括安全衛生管理の徹底を図る。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

○元方事業者による建設現場安全管理指針に基づく指導

【参考】建設業災害防止協会京都府支部の施策等

○職長・安全衛生責任者教育、職長・安全衛生責任者能力向上教育の実施

(2) 一人親方等の安全及び健康の確保

建設工事の現場における安全の確保を推進するためには、建設工事従事者全員を対象に、建設現場における措置を統一的に実施することが必要である。そのため、労働法制上の保護の対象とならない一人親方等についても、業務中に被災した情報を府が把握したときには速やかに京都労働局に情報提供を行い、適切な災害防止対策を講じるための基礎資料の充実を図る。

また、一人親方等に仕事を注文する立場の建設業者が一人親方等の安全及び健康に適切な配慮を行えるとともに、一人親方等がその業務の特性や作業の実態を踏まえた安全衛生に関する知識を習得できるよう、関係機関と連携して支援を促進する。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

○建設業の一人親方に対する安全衛生教育の支援を行うとともに、建設現場において一人親方に対し技術指導を実施

(3) 特別加入制度への加入促進等の徹底

一人親方等は労働法制上の保護の対象となる労働者ではないため、本来の労災保険の対象とならないが、労災保険への加入を希望する場合、特別加入者として任意加入することができる。

現場において労働者としての実態がある者については、労働者として扱うよう元請負人等に周知・指導を行うとともに、京都府建設業構造改善・育成研修や建設業法第31条に基

づく立入検査等の機会を通じて、一人親方等の労災保険への特別加入の積極的な促進を図る。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

- 一人親方等の労災保険特別加入制度への加入に係るパンフレットを窓口等で配布
- 京都労働局のホームページにおいて、特別加入制度の説明及び管内の事務組合を紹介

4. 建設工事の現場の安全性の点検等

(1) 建設工事の現場の安全性の点検、分析、評価等に関する建設業者等による自主的な取組の促進

建設工事の現場の安全衛生水準を高めていくためには、労働安全衛生法に基づく法定の措置を講ずるだけでなく、建設業者がリスクアセスメントを実施し、さらには自社の安全衛生に関する対策について計画・実行・評価・改善する仕組み（マネジメントシステム）を構築することが重要である。このため、リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例の分析の充実や、建設業者及び関係団体による安全衛生活動の取組の公開等を通じ、建設業者の活動に対する支援を効果的に実施するとともに、府発注工事の工事成績評価において、安全衛生活動の創意工夫を評価する取組を推進する。

また、安全性の点検等に関する建設業者や関係団体の自主的な研修会、講習会等の取組を一層促進する。

さらに、府が実施する関係機関と連携した合同安全パトロールに加え、建設工事の現場における安全性の点検・パトロール等の自主的な取組を一層活発にするため、点検・パトロールを行う者の能力向上や労働安全・衛生コンサルタント等十分な知識経験を有する者の活用、元請負人と下請負人との立場の違いを超えた連携等を促進する。

なお、これらの取組に当たっては、建設工事の現場における安全衛生対策を強化していくことについて、府民一般の関心と理解を深めていくことも必要であり、安全衛生対策やその効果等を分かりやすく「見える化」することが重要であることに留意する。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

- ISO45001に対応した建設業労働安全衛生マネジメントシステム（NEWCOHSMS）の普及促進
- リスクアセスメント等の基礎情報となる災害事例等をホームページで公開
- 事業場等で実施されている安全活動の「見える化」の取組事例を「『見える安全活動コンクール』」としてホームページで公開
- 「STOP！転倒災害プロジェクト」を推進するとともに、転倒災害防止対策事例をホームページで公開
- 国土交通省や地方公共団体等の発注機関、建設関係団体と連携した建設現場安全パトロール等の実施

【参考】建設業災害防止協会京都府支部の施策等

- 職長のためのリスクアセスメント講習の実施

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に配慮した設計、建設工事の安全な実施に資するとともに省力化・生産性向上にも配慮した工法や資機材等の開発・普及の促進

建設工事従事者の安全及び健康に配慮した建築物等の設計の普及を推進するため、施工の安全性に配慮した建築物等の設計に係る先行事例の収集・普及を促進する。

また、生産性や安全性の向上に寄与する工法等の普及を促進するため、ICT活用工事の試行拡大や工事成績評価において新技術の活用を評価することを通じて、i-Constructionの推進を図る。あわせて、ICT建機等の導入に活用できる府の「中小企業総合応援事業費」（中小企業知恵の経営ステップアップ事業費）の活用を促進する。

さらに、国の各種ガイドラインを踏まえた安全な施工の普及を図るとともに、公共工事のみならず民間工事にも活用できる「公共工事等における新技術活用システム」（NETIS）による新技術の効果的な活用を推進する。

この他、建設工事従事者の高齢化が進行していることを踏まえ、高齢者に配慮した作業方法や熱中症対策に留意するとともに、処遇の改善（働きやすい職場づくり）のための助成である府の「就労環境改善サポート補助金」「労働生産性向上推進事業補助金」の活用を促進する。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

- 各種ガイドライン等に基づく安全衛生対策の推進
 - 「山岳トンネル工事の切羽における肌落ち災害防止対策に係るガイドライン」
 - 「シールドトンネル工事に係る安全対策ガイドライン」
 - 「ずい道等建設工事における粉じん対策に関するガイドライン」
 - 「斜面崩壊による労働災害の防止対策に関するガイドライン」
 - 「土止め先行工法に関するガイドライン」 など
- 「石綿飛散漏洩防止対策徹底マニュアル」の周知
- 「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の周知・指導の実施

5. 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発

(1) 建設工事従事者の従事する業務に関する安全衛生教育の促進

労働安全衛生法で定められた法定の教育の実施とともに、安全衛生管理の能力向上教育など建設工事従事者の経験、能力、立場等に応じた教育を促進する。また、災害の多くが中小規模の建設工事の現場で発生していること等を踏まえ、中小の建設業者が建設工事従事者に対して行う、不安全行動の防止や安全衛生管理に係る教育への支援を行う。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

- 労働災害統計及び災害事例をホームページで公開
- 「建設業における職長等及び安全衛生責任者の能力向上教育に準じた教育について」に基づく、教育の受講について指導
- 「建設工事に従事する労働者に対する安全衛生教育について」に基づく、教育の受講について指導

(2) 建設工事従事者の安全及び健康に関する意識の啓発に係る自主的な取組の促進

建設業者等や建設工事従事者が安全及び健康に関して高い意識を持ち、建設工事の現場の安全を高めるための自主的な取組を促進する必要がある。このため、建設業者等が実施している、建設工事従事者の安全及び健康の確保に関する意識啓発に係る創意工夫事例をはじめとした建設業者等の安全衛生活動の取組や災害対応事例について、積極的な情報の収集・発信を図る。

あわせて、各建設工事の現場において、建設工事従事者のメンタルヘルス対策や熱中症対策等、心身の健康を確保するための自主的な取組を促進するため、府が設置している心の健康相談窓口の活用促進や精神保健に関する知識の普及、ホームページ等を通じた熱中症対策等、広く府民向けに実施している施策について、建設工事従事者への周知を図るとともに、朝礼時の体調確認や適切な労働時間の管理など、現場ごとに取り組む自主的な活動の促進を図る。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

- 個別の事業場に対する指導のほか、会議、集団指導、セミナー等において、安全衛生管理、災害防止活動等の指導及び各種委託事業の周知を実施
- 7月1日から9月30日の間の3か月間の労働災害ゼロを目標とする「京都ゼロ災3か月運動」を展開
- 7月1日から7月7日までを「全国安全週間」、6月1日から6月30日までを「準備期間」として、京都府内の各事業場に対し、取組の実施を要請
- 10月1日から10月7日までを「全国労働衛生週間」、9月1日から9月30日までを「準備期間」として、京都府内の各事業場に対し、取組の実施を要請
- 労働安全衛生対策に積極的に取り組んでいる企業を「安全衛生優良企業」として認定し、ホームページにおいて、その取組を公開
- 「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく荷主等（荷主、配送先及び元請事業者等）としての取組の必要性の周知
- 「交通労働災害防止のためのガイドライン」に基づく指導
- 化学物質に係るリスクアセスメントの実施及び粉じん障害防止総合対策の推進
- ストレスチェック制度の周知及びメンタルヘルス対策の指導
- 職場環境改善の促進のための助成金の活用を周知

【参考】建設業災害防止協会京都府支部の施策等

- 建設工事の職場環境改善実施担当者講習の実施
- 京都府建設業労働災害防止大会及び安全表彰の実施

6. 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

(1) 労働安全衛生法令の遵守徹底等

建設工事の現場においては墜落・転落災害が最も多く、府内においても、平成30年に発生した労働災害の1/3以上を占めている（表4）。このため、墜落・転落災害の減少に向けて、府発注工事における施工プロセスチェックリストを活用した確認等を通じて、労働安全衛生規則に基づく措置の遵守徹底を図る。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

○個別の現場に対する指導、集団指導等により法令遵守の徹底

表4 京都府における平成30年労働災害発生状況（業種別・事故の型別抜粋）

業種	事故の型	墜落 転落	転倒	激突	飛来 落下	崩壊 倒壊	激突され	はさまれ 巻き込まれ
建設業		109②	14	11	27	9①	18	30
土木工事業		9	3	2	5	5①	6	9
建築工事業		85②	11	8	21	4	8	11
うち木造家屋等建築工事業		27	2	1	4	2	2	2
その他の建設業		15		1	1		4	10

業種	事故の型	切れ・ こすれ	踏み抜き	高温・低温の 物との接触	有害物等 との接触	交通事故 (道路)	動作の反動・ 無理な動作	その他	合計
建設業		35	5	6	1	7	23	1	296③
土木工事業		4		2			5		50①
建築工事業		27	4	4		5	14		202②
うち木造家屋等建築工事業		9	1			1	6		57
その他の建設業		4	1		1	2	4	1	44

※労働者死傷病報告による休業4日以上死傷者数(人)、○数字は死亡災害報告による死亡者数(人)

出典：「2019 京都の労働災害の現状」（京都労働局）

(2) 「より安全な措置」等の普及

労働安全衛生法令の遵守徹底等に加えて、足場からの墜落・転落災害については、厚生労働省が公表している「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に示されている、労働安全衛生規則に併せて実施することが望ましい「より安全な措置」等の一層の普及を図る。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

- 「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」に基づく「より安全な措置」等の普及促進
- 「墜落制止用器具の安全な使用に関するガイドライン」の周知及び指導

【参考】建設業災害防止協会京都府支部の施策等

- フルハーネス型安全帯使用作業特別教育の実施

第4章 施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

1. 建設工事従事者の処遇の改善及び地位の向上を図るための施策

(1) 社会保険等の加入の徹底

社会保険等の加入については、労働者の処遇の改善と、法定福利費を適正に負担する企業による公平で健全な競争環境の構築のため、国はもとより、府発注工事においても未加入業者の排除等の対策を進めてきた結果、加入率は着実に上昇してきている（表5）。

一方で、未だ未加入の建設業者及び建設工事従事者も存在し、また、国土交通省の資料によると、高次の下請業者ほど十分に法定福利費を受け取れていない工事の割合が多い傾向が見られたことを踏まえ（図6）、引き続き、府発注工事の下請業者について社会保険加入業者に限定する範囲の段階的拡大や建設業許可申請時・経営事項審査受審時の厳格な審査を通じて、建設業者及び建設工事従事者の社会保険等の加入を徹底し、元下指針において規定している雇用保険、健康保険及び厚生年金保険への加入及び保険料の適正な納付の遵守を周知徹底する。

また、契約の形態が一人親方との請負契約であっても、実態として労働者に該当する場合には、社会保険等の加入の必要や労働基準関係法令が適用されることについて、建設業者等及び建設工事従事者に対し周知を徹底する。

なお、未加入対策を行うに当たっては、適用が除外されている建設業者等について、誤った加入指導が行われないよう留意する。

表5 府内業者における社会保険加入率（％）

府内業者加入率	H25	H26	H27	H28	H29	H30
企業別	90%	93%	98%	96%	98%	98%
労働者別	47%	51%	52%	59%	73%	77%

出典：「公共事業労務費調査における社会保険加入状況調査」（国土交通省）

実態調査の結果(法定福利費の受取状況)

- 直近の一現場(公共・民間)において、法定福利費をどの程度受け取ることができたかについて質問。
- 公共工事では、一次、二次下請で、法定福利費を100%以上受け取れた工事の割合が約6割を超えたが、三次下請以降では約4割しか受け取れなかった。
- 民間発注工事では、一次、二次下請で法定福利費を100%以上受け取れた工事の割合が約5割を超えたが、三次下請以降では約4割しか受け取れなかった。また公共工事と比べ20%未満しか受け取れなかった工事の割合が多い。

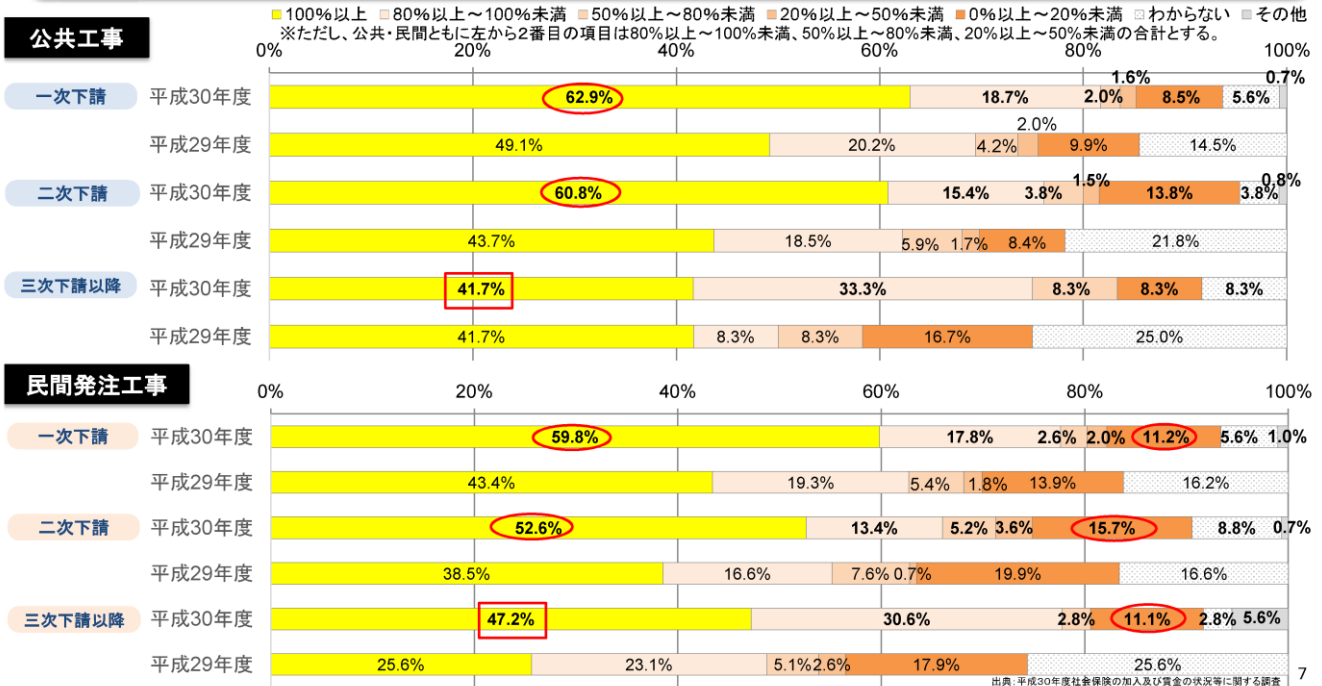


図6 建設業社会保険推進・処遇改善連絡協議会 資料(国土交通省)

(2) 建設キャリアアップシステムの活用推進

建設工事従事者の資格やその就業実績等を業界統一のルールにより蓄積することにより、建設工事従事者がそれぞれの経験と技能に応じた育成と処遇が受けられるようにするため、平成31年4月に本格運用が開始された「建設キャリアアップシステム」の普及に向け、府が主催する研修会等を通じた周知等を行う。

(3) 「働き方改革」の推進

総労働時間が長く休みが取れないこと等が、建設業における若者の入職に当たっての障害・離職理由となっている。このため、国の「働き方改革実行計画」「建設業働き方改革加速化プログラム」を踏まえ、発注者の理解と協力の促進を図りつつ、適切な工期設定、週休二日の推進等の休日確保、適切な賃金水準の確保、ICT活用等を通じて、府内の建設業における働き方改革及び生産性向上を進める。

また、過重な仕事やストレスは、メンタルヘルスの不調等心身の健康上の問題の観点からも改善する必要があるため、京都府労働相談窓口における労働相談の実施や、多様な働き方を推進するための助成である府の「多様な働き方推進事業費補助金」の活用促進を通じて、誰もが働きやすい職場づくりに向けた取組を推進する。

【参考】厚生労働省・京都労働局・労働基準監督署の施策等

- 「過重労働防止対策の推進、適正な労務管理の実施に係る指導
- 「過重労働による健康障害防止のための総合対策」による労働者の健康管理の徹底等の推進
- 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」の周知

(4) 女性活躍のための環境づくり

男女を問わず誰もがいきいきと働きやすい建設現場の労働環境の整備や、子育てや介護が必要な時期など人生の各段階の個人の置かれた状況に応じて柔軟な働き方が選択でき働き続けることができるよう、ワーク・ライフ・バランスのとれた職場環境づくりを促進する。

2. 計画の推進体制

府、関係行政機関、関係団体等による連絡会議を立ち上げ、各主体と情報共有を図りながら、本計画を効果的に推進する。併せて、府ホームページ等により、建設工事の受発注者に広く情報を発信する。

3. 施策の推進状況の点検と計画の見直し

国基本計画が変更された場合や、本計画に定める施策の推進状況や建設工事従事者の安全及び健康の確保に係る社会情勢等に変化があったと認められる場合には、本計画に検討を加え、必要に応じてこれを変更する。